

B 3 2 横浜

エムシーパートナーズ株式会社

賃金控除に関する協定

平成22年7月1日

## 賃金控除に関する協定

エムシーパートナーズ株式会社(以下「会社」という。)とエムシーパートナーズ株式会社従業員代表(以下「従業員代表」という。)は労働基準法第24条第1項ただし書に基づき、賃金控除に関し、次のとおり協定する。

- 1 会社は、法令に定めるもののほか、次に掲げるものを毎月の賃金から控除することができる。
  - (1)会社が認めた生命保険・損害保険等の保険料
  - (2)通勤定期乗車券購入立替代金等諸立替金
  - (3)融資金返済金
  - (4)会社が斡旋した購入物品の代金
  - (5)研修受講費
  - (6)人間ドック利用料
  - (7)社宅及び寮管理費
  - (8)社宅電気水道料金
  - (9)LPG、ガソリン代金
  - (10)独身寮の食費及びその他の引去金
  - (11)財形住宅貯蓄金、財形年金貯蓄金及び一般財形貯蓄金
  - (12)会社斡旋弁当代・食事代及び弁当システム維持費用
  - (13)三菱化学健康管理センター等の診療費
  - (14)ユニフォーム洗濯代
  - (15)従業員の故意または過失により会社に損害を与えた場合の損害賠償金
  - (16)その他従業員から徴収委託があり、会社が認めたもの
- 2 賃金支払日は、毎月20日とする。ただし、当日が休業日に当たるときは、その前日とする。
- 3 会社は、従業員が退職または死亡した場合において、1に掲げたもののうち未払い金額があるときは、退職金から控除することができる。
- 4 この協定の有効期間は、平成22年7月1日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに会社、従業員代表いずれからも改廃の申入れがないときは、さらに1年間有効とし、以降も同じとする。
- 5 本協定の発効に伴い、平成21年4月1日付で締結した「賃金控除に関する協定」は失効する。

平成22年7月1日